

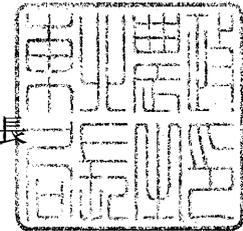
【機密性 2 情報】

【海岸事業関係者限り】

30北振第2550号
平成31年 4月10日

岩手県知事 殿

東北農政局長



農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱の制定について（通知）

このことについて、別添写しのとおり平成31年3月29日付け30農振第3448号をもって、農林水産事務次官から依命通知があったので、御了知の上、本事業の適切かつ円滑な実施に特段の御配慮をお願いします。





30農振第3448号
平成31年3月29日

東北農政局長 殿

農林水産事務次官

農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱の制定について

この度、農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業について、別添のとおり農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱(平成31年3月29日付け30農振第3448号農林水産事務次官依命通知)が定められたので、御了知いただくとともに、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮願いたい。

なお、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。



農地保全に係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱

平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3448 号

各地方農政局長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北海道知事

殿

農林水産事務次官

第 1 目的

海岸保全施設整備連携事業（以下「本事業」という。）は、大規模地震や高潮の発生危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携（以下「連携事業」という。）が必要な箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

第 2 事業の内容

本事業の内容は、原則として、堤防・護岸等の海岸保全施設の新設又は改良を対象とする。なお、本事業は、防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含むものとする。

第 3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第 4 事業計画等

1 事業間連携計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、連携事業の事業主体と協議の上、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める事業間連携計画（以下「連携計画」という。）を作成するものとする。

2 事業間連携計画の内容

連携計画は、連携事業を含む全体の内容を記載するものとし、事業着手から概ね 5 年以内に成果目標の達成が見込まれるよう、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象地域の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 連携事業を含む計画の内訳
- (4) 成果目標

3 海岸保全施設整備連携事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、農村振興局長が別に定める海岸保全施設整備連携事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

4 海岸保全施設整備連携事業計画の内容

事業計画は、本事業単独の内容を記載するものとし、次に掲げる事項を記載するものとする。なお、連携計画において概ね5年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切に工期を設定するものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 農地の状況
- (4) 計画の内訳
- (5) 成果目標
- (6) 費用対効果
- (7) その他参考となる事項

5 事業計画等の同意

- (1) 海岸管理者は、1及び3の規定に基づき作成された連携計画及び事業計画（以下「事業計画等」という。）について、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあっては地方農政局長をいう。）に協議し、その同意を得るものとする。
- (2) 地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

6 事業計画等の変更

- (1) 海岸管理者は、同意を得た事業計画等を変更しようとする場合には、5の手續に準じて行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、以下の(1)～(3)までの要件を満たすものとする。

- (1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
 - (ア) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域
 - (イ) 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある地域
- (2) 第4に規定する事業計画等が策定されていること。
- (3) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。

離島・奄美・北海道・沖縄	5千万円以上
その他	1億円以上

第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画等に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、当初の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な

工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。